大阪広域環境施設組合

公募型プロポーザル方式ガイドライン

制定　平成 28 年３月
改定　令和 ８ 年11月

大阪広域環境施設組合

1 はじめに

(1) 定義

地方公共団体が締結する契約については、最も低い金額で契約するとともに、公平に契約の相手方を選定することが求められており、地方自治法では、契約締結の方法として一般競争入札により最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とすることを原則とすることを定めています。

公募型プロポーザル方式は、業務委託契約を締結する相手方の選定手法の１つであり、公募型プロポーザル方式により選定された事業者とは、地方自治法施行令第 167 条の ２ 第 １ 項第 ２ 号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして随意契約を締結することになります。

従って、公募型プロポーザル方式は、地方自治法で定められている一般競争入札により契約相手方を選定するという原則の例外的な手法となるため、業務の性質及び目的を考慮して限定的に採用しなければなりません。

業務委託契約の中には、高度で専門的な技術力が求められる業務や、芸術性、創造性が求められる業務で、契約の金額も重要な要素ではあるが、むしろ、仕様そのもの、若しくは契約相手方の持てる能力や経験がより重要となる場合があります。

このように、その性質又は目的が価格競争による入札に適しないと認められる業務の契約について、事業者から対象業務等に関する企画書、提案書等を提出させ、企画・提案内容として優秀で、しかも本組合にとって最も有利な提案をした者を契約の相手方として特定する方式のことを企画競争方式といいます。

公募型プロポーザル方式は、企画競争方式の１つであり、対象業務に関して企画案・実施方針等の提出を求め、最も優れた「提案者」を採用する選定方法であり、「基本的」な考え方の提案を求めるものです。対象業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものであって、提出された企画提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合にプロポーザル方式を採用することとなります。

なお、あらかじめ定めた条件をもとに選定した者の中から企画提案を求め実施事業者を決定する指名型プロポーザル方式も可能ですが、公正性・透明性確保の観点から公募型プロポーザル方式の採用を原則としています。

(2) 本ガイドラインの目的

本組合の契約において、事業者を選定するにあたり公募型プロポーザル方式を採用することは随意契約の一形態であることを鑑みて慎重に検討す

ることとされてきたところですが、その採用の妥当性についてより慎重かつ厳格に取り扱うことと、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の委員選定においても恣意性を排除し、委員の固定化や短絡的な委員選定とならないよう、当該事業にふさわしい委員の選任を行うことを目的として、平成 28 年3月に「公募型プロポーザル方式の採用手続き及び委員選定に関する基準」
（以下「基準」という。５参考資料(1)を参照）を策定しました。
　本組合において、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するにあたり、基準のほか、遵守すべき基本的な運用事項を示すことで、公募型プロポーザル方式の適正な運用を図ることを目的として、本ガイドラインを定めるものです。

≪参考≫

◇総合評価一般競争入札について

総合評価一般競争入札は地方自治法で定められた一般競争入札の類型の１つであり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約をするため、価格及びその他の条件が本組合にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とする落札者決定方式となります。

◇コンペ方式について

コンペ方式も企画競争方式の一種となりますが、対象業務に関して設計案・企画案の提出を求め、最も優れた「提案」を採用する選定方法であり、「具体的」な内容案の作成を求めるものです。コンペ方式の仕様書は発注者・提案者ともに提案内容に拘束されたものとなります。

補足

コンペは、契約の方法ではなく、完成品を比べて最も良い作品を選ぶことが目的です。

民間企業がコンペを実施する際は、優秀作品の提案者に賞金等を出すことも多く見られます。コンペでは具体的な作品（内容案）が提出されるため、事業のコンセプトに合った求める技術を持っているかどうかは解りやすいものとなります。

コンペを実施した場合は、選定した最優秀作品を最大限実現させるため、その作品の提案者と具体的な業務委託契約をするという条件を付けることが多く、その旨を募集要項に明記しておきます。

〇コンペで契約まで至るときの流れ

コンペで提出された作品に対しては、最も優秀な作品を決めたところでコンペ自体は完了です。

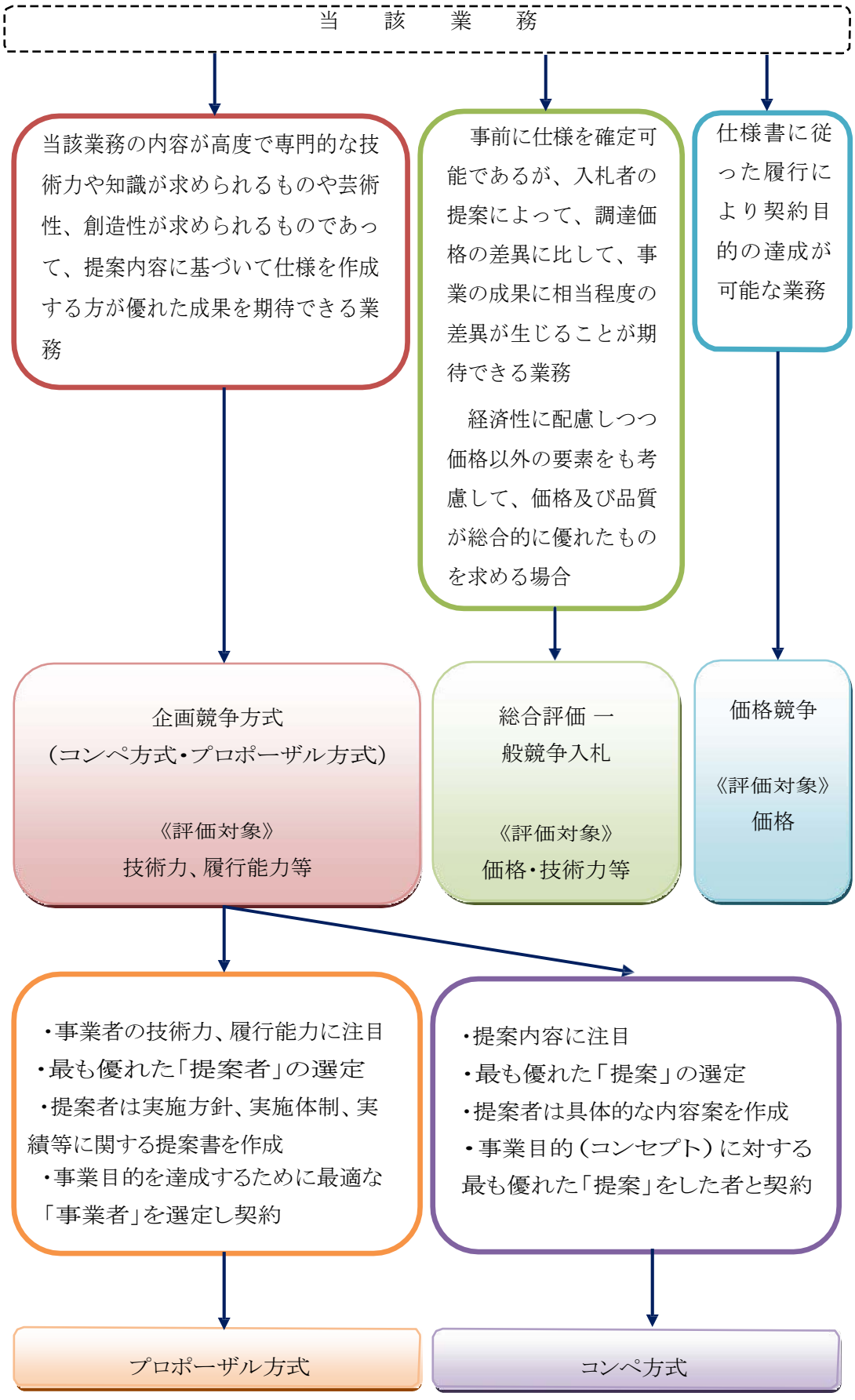
次に、最も優秀な作品を作る（実施する）技術力があるという理由で、その提案者を契約相手方に選定し事業実施につなげます。

契約相手方として選定する理由は、最優秀作品を実現できるのはその事業者に限られるということであり、プロポーザル方式と同じ「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」として随意契約になります。

コンペで契約まで至る場合の契約相手方は「提案者」となりますが、コンペでは作品選定のみを行っているため、コンペは最も優れた「提案」を選定するものということになります。

コンペを実施する場合の手続きは、「純粋な作品選考」と「技術力を認めての提案者との契約」に分かれていると考えることができます。

◇　発注方式の選択


当　該　業　務
当該業務の内容が高度で専門的な技術力や知識が求められるものや芸術性、創造性が求められるものであって、提案内容に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務
事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提案によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる業務
経済性に配慮しつつ価格以外の要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れたものを求める場合
仕様書に従った履行により契約目的の達成が可能な業務
企画競争方式
（コンペ方式・プロポーザル方式）
《評価対象》
技術力、履行能力等
総合評価 一般競争入札
《評価対象》
価格・技術力等
価格競争
《評価対象》
価格
・事業者の技術力、履行能力に注目
・最も優れた「提案者」の選定
・提案者は実施方針、実施体制、実績等に関する提案書を作成
・事業目的を達成するために最適な「事業者」を選定し契約
・提案内容に注目
・最も優れた「提案」の選定
・提案者は具体的な内容案を作成
・事業目的（コンセプト）に対する最も優れた「提案」をした者と契約
プロポーザル方式
コンペ方式

2 公募型プロポーザル方式採用にかかる手続き【基準３参照】

公募型プロポーザル方式を含む企画競争方式の採用にあたっては、個々の契約ごとに地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するか検討する必要があります。

公募型プロポーザル方式は、地方自治法が定める一般競争入札の原則の例外であり、高度で専門的な提案を求める必要があって競争入札に適しないものに限定して採用しなければなりません。価格競争が可能な案件については原則のとおり一般競争入札で行い、また、価格及び技術的評価などのその他の条件を総合的に評価する場合は総合評価一般競争入札を行うのが適正な取扱いです。安易な公募型プロポーザル方式の採用は許されません。

しかしながら事業担当課だけで公募型プロポーザル方式採用の適否の判断を行うのではなく、より公正性、透明性を確保したうえで慎重かつ厳格に適否を判断する必要があることから、実施事業者を決定するにあたって、公募型プロポーザル方式を採用しようとするときは、原則として本組合の契約事務審査会の審査に付するものとし、対象案件や審査事項及び審査内容を基準で定めています。

(1) 対象案件

契約事務審査会の審査に付する対象案件は、事業担当課が公募型プロポーザル方式によって調達することが適当と判断した業務としています。

なお、同一年度内で内容が共通する業務等を反復的に発注する場合については、第１回目の公募を行う案件を契約事務審査会の審査対象とし、プロポーザルの目的や公募条件、業者選定方法、委員構成等が同一であれば、第２回目以降の案件については、審査を省略できるものとしています。

また、応募がなかった場合や提案があったものの事業者の限定に至らなかった場合に、あらためて公募型プロポーザル方式を採用しようとするときは、再度、基準に定めるところにより審査に付すものとしています。

(2) 契約事務審査会での審査事項

事業担当課は、公募型プロポーザル方式を採用する前提として、目標とする事業効果や行政水準を設定し、事業者から求める企画提案内容及びそれによって得られる効果を整理したうえで、次の項目について契約事務審査会へ付議するものとしています。

ア　当該事業の目的、概要
イ　公募型プロポーザル方式を採用する理由とその導入効果
ウ　事業スケジュール及び契約相手方決定までの事務手順
エ　事業者の選定基準及び応募資格

オ　学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の委員構成と委員選定理由等

カ　その他必要な事項

(3)　審査内容

契約事務審査会においては、公募型プロポーザル方式を採用する妥当性の審査を行うとともに、応募資格、公募期間及び事業者選定基準の基本的事項並びに学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の構成や委員選定理由などについて、入札・契約事務における公正性、透明性及び競争性の確保の観点から適正かどうかについて審査を行うこととしています。

3　学識経験者等の意見を聴取する選定委員会【基準４参照】

公募型プロポーザル方式により事業者を選定する際には、公正性、透明性確保の観点から学識経験者の意見を聴取する選定委員会の意見を聴くこととします。委員の選定に関しては、基準において選定方針を定めています。

公募型プロポーザル方式における選定委員会を開催するに当たっての留意事項は次のとおりです。なお、実施する事業と選定委員会にかかる委員報酬との費用対効果を検証し、適切に実施する必要があります。

(1) 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の役割

選定委員会では、調達する業務の目的、性質及び内容をふまえ、民間企業の有する創造性、ノウハウを的確に評価できる選定方法及び選定基準の設定について審査します。ただし、業務の性格上、選定方法及び選定基準の設定について、選定委員会での審査を必要としないと判断される場合については省略することができることとします。

また、その選定基準にもとづき、提案された企画提案内容について公正かつ適正に審査し、調達する業務の目的等に最も合致した企画提案がなされた事業者を選定するための審査をします。なお、審査の結果、提案された全ての企画提案内容が本組合の求める水準に達しない場合は、理由を明らかにし、実施事業者を選定するべきではないとの審査結果とすることができます。

(2) 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の構成

選定委員会は原則として庁外の学識経験者等３名以上の委員で構成してください。

なお、当該案件に係る意思決定を行う又は意思決定に関与する本組合職員を委員とすることは、委員会での審議に本組合の意思を反映するものであり、委員会の公正性や客観性を損なうため禁止します。

意思決定に関与する職員とは、決裁ラインに入っている職員はもちろんのこと、関係課や契約担当、総務担当などの職員も含みます。

意思決定に関与しない職員のうち、知識と専門性を有する者を選定することを妨げるものではありませんが、その場合も、公正性を十分に考慮して慎重に選定する必要があります。

また、調達する業務の目的、性質及び内容をふまえ、民間企業の有する創造性、ノウハウを的確に評価できる選定基準の設定や、提案された内容の評価について適正に審査できる委員を選定しなければなりません。

(3) 委員の選定

ア　事業遂行、目的達成に必要な専門性について十分吟味し、当該事業にふさわしい事業者を選定するにあたって必要となる知識、専門性を有する委員を選定しなければなりません。そのためにも当該事業者を選定するに当たって必要となる専門分野（原則として２分野以上）をあらかじめ定めておかなければなりません。

イ　弁護士や公認会計士については法律、会計の専門家という観点での安易な委員就任依頼は行わず、原則委員に選任しないこととします。必要があれば事前のリーガルチェックや会計チェック等で済ますことができる事項かを十分に検証し、それでも委員として選定する必要があると判断した場合は、当該業務において必要とされる見識等を明確にして委員就任依頼することとします。

なお、弁護士や公認会計士を委員に選定する場合は、事業の特性に鑑みて委員の審査対象をリーガルチェックや会計チェックなどのそれぞれの専門分野に限定するのか、すべての評価項目について委員の審査対象とするのかについても明確にしておかなければなりません。

ウ　事業特性に応じたふさわしい委員を選定するにあたり、提案内容の採算性、実現可能性を特に審査する必要がある事業等で、その妥当性を判断するためにも企業経営的な視点を有する委員が必要となる場合は、経済団体等に委員推薦を依頼し、企業経営的視点を有する者を委員に選定するものとします。

(4) 委員選定の公正性の確保

委員の選定にあたっては、適切な委員の選定と公正性の確保の観点から、次の点に留意してください。

ア　委員及び委員の所属する団体等については、人的交流や補助金など過去 3 年程度は本組合と関係性、利害関係がない者を選定するよう努めること。

イ　委員の固定化を避けるため、原則として同一案件で続けて同じ委員を選任することのないよう留意すること。

(5) 公正な委員会の運営

委員が、委員会での審査の内容と利害関係が生じるおそれがある場合は、当該委員の申出や事業担当課において確認などを行い、委員を辞任していただくか、あるいは、その審査には関与しないようにしてください。

また、実施事業者が決定するまでの間に、事業者から委員に対し故意（不正行為目的）の接触があった場合は、委員は本組合に対して通報することとし、当該事業者を選定対象から除外することとします。

委員と参加者との間に利害関係が生じたり、参加者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、委員名については事後公表とします。

(6) 委員への当該案件の審査期間中における関係業者等との対応にかかる説明

庁外の学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の委員については、委員会における審査の公正性を確保する観点から、当該案件の審査期間中（選定結果の公表まで）において、関係業者等との会食の禁止などの対応が求められることになります。

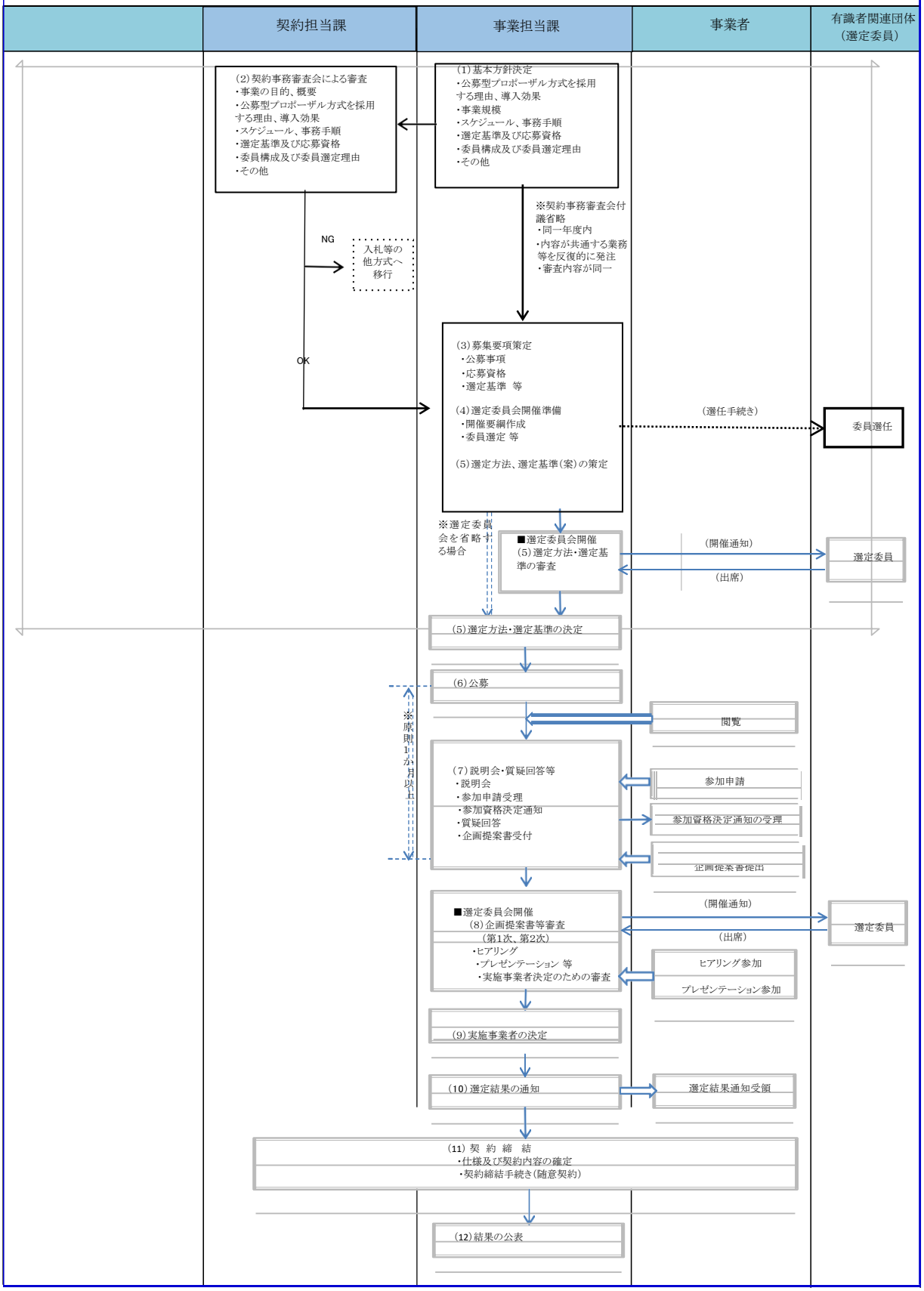
委員選定時には、この旨を委員に対してお伝えするとともに、「関係業者等との対応について」を書面で手渡してその内容を説明して、公正性の確保に努めてください。

（5参考資料(5)「関係業者等との対応について」【委員説明用】参照）

4 公募型プロポーザル方式の基本的な流れ

本組合の業務委託契約における公募型プロポーザル方式の手続きの流れは、基本的には次のフロー図のように行われます。

公募型プロポーザル方式事務フロー図



(1)　基本方針の決定

基本方針の決定の際には、公募型プロポーザル方式による契約が地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する随意契約であることに鑑み、個々の契約ごとに当該契約の内容、性質、目的等を考慮して検討する必要があります。

公募型プロポーザル方式が適用されるものとしては、予定価格の範囲内で最大限の成果を得るためには事業者の提案する技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、それらの内容によって、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められるもの、特に、提案内容の新規性、創造性が重要視されるものが該当すると考えられます。

基本方針には公募型プロポーザル方式を採用する具体的な理由や期待できる導入効果等、次の事項について明らかにするものとします。

ア　公募型プロポーザル方式を採用する理由とその導入効果
イ　事業規模
ウ　事業スケジュール及び契約相手方決定までの事務手順
エ　事業者の選定基準及び応募資格
オ　選定委員会の委員構成と委員選定理由等
カ　その他必要な事項

(2)　契約事務審査会による審査

本ガイドラインの「２　公募型プロポーザル方式採用にかかる手続き」に従い、公募型プロポーザル方式を採用することの適否について、契約事務審査会の審査に付してください。

(3)　募集要項の策定

主に、次の事項を記載した募集要項を策定してください。（５参考資料(2)公募型プロポーザル方式募集要項【記載例】参照）

ア　公募事項
・案件名称、事業目的、概要、業務内容、事業規模（契約上限額）、契約期間、履行場所、本組合側から提供する資料・貸与品　等

イ　契約に関する事項
・契約の方法、委託料の支払い、契約書案、契約保証金、再委託について　等

ウ　応募資格
・基本要件、本組合入札参加資格（求める場合）、許認可等、実績　等

エ　スケジュール
・公募から契約締結までの事務手順、業務着手から完了までの予定　等

オ　参加申請手続に関する事項

・参加申請書類（応募資格を満たしていることを確認できる書類を含む。）、参加申請受付期間・場所・方法　等

カ　企画提案書に関する事項

・質疑回答、提出書類（様式）、提出方法、受付期間・場所、提案に要する費用について　等

※提出書類については、選定基準の項目に基づき、提案内容を適正に評価することができるものとすること。

キ　選定基準・配点

・審査項目ごとの指標や配点

ク　選定方法

・審査の回数及び方法（書類審査、プレゼンテーション等）、評価点が同点の場合の決定方法、失格事由　等

ケ　結果通知・公表

・選定結果の通知方法、選定結果の公表について、非選定理由についての説明請求手続き　等

※選定結果の公表については、事業者の営業上の利益や知的財産権等に配慮すること。

コ　担当部署、問い合わせ先

サ　その他必要な事項

以上の項目は、標準的な記載事項であり、業務の目的、性質及び内容等に応じて、必要な事項を追加するなど、できる限り詳しくわかりやすい内容とすることに留意してください。

(4) 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の開催準備

選定委員会の開催にあたっては、開催要綱を作成してください。委員会の構成については、本ガイドラインの「3 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会」に従って選定を行い、委員選任の手続きを行ってください。

(5)　選定方法・選定基準の決定

選定方法及び選定基準の設定にあたっては、審査項目ごとに点数化するなど、公正性、透明性の確保に留意してください。選定基準については、提案内容の妥当性、創造性、新規性等の技術評価のほか、事業の実施体制や過去の実績等が考えられますが、個々の事業の内容に応じて決定するものとなります。選定基準には、審査項目及び審査項目毎の評価の視点や内容を客観的にわかりやすく明記してください。

選定基準において、提案金額が低い方を高く評価する「価格点」を設定することは、当該案件が高度で専門的な提案を求める必要があり、地方自治法施行令第 167 条の２ 第 １ 項第 ２ 号が定める「性質又は目的が価格競争に適しないもの」として 随意契約によることとしたことと矛盾することになります。提案金額の積算の妥当性の評価を設定する場合は、提案内容に比べて提案金額の積算が妥当になされているかを評価するものであり、「価格点」ではないことに注意を要します。

なお、決定にあたっては学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の意見を聴くこととしますが、必要としないと判断される場合については省略することができます。

(6) 公募

公募型プロポーザル方式の実施にあたっては、募集要項等、公募内容に関する情報を本組合ホームページにより広く周知し公募してください。

より多くの事業者が応募できるよう、公募を開始した日から企画提案書の提出期限までは、原則として１か月間以上を確保するよう努めてください。ただし、合理的な理由によりやむを得ない場合は、公募期間を短縮できることとします。公募期間を短縮する場合は、公募による趣旨・目的を損なわないよう十分留意し、案件の規模・内容に応じて適切な募集期間を設定してください。

(7) 説明会・質疑回答等

業務の性格上、参加者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われないおそれがある場合は、説明会を実施することができます。説明会を実施する場合は、公正かつ自由な企画競争が行われることに配慮しなければなりません。また、説明会の開催時期は、原則として、参加申請書の提出期限前に参加申請を希望する者に対して行うこととします。

参加申請を受け付けた場合は、応募資格について審査を行ったうえで参加資格決定通知を行ってください。

また、公募内容についての質疑に対する回答は、参加者全者に対して通知しなければなりません。

(8) 企画提案書等審査

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において企画提案書等の内容について審査し、事業者選定のための意見を聴きます。委員会においては、当該業務に対する参加者の意欲や理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じて、ヒアリングやプレゼンテーション等の審査を行うこととなりますが、この場合も公正性の確保に留意しなければなりません。

また、参加者からの提出資料については、匿名性を確保するため、事業者を推定できる内容（事業者の商号又は名称、代表者氏名など）をマスキングしたうえで選定委員会の資料とするなど、より客観的かつ公正な審査となるよう留意しなければなりません。

審査の結果、最も評価点が高い事業者を委託予定事業者の候補とします。ただし、最も評価点が高い事業者が複数いる場合の決定方法については募集要項に明記してください。

≪参考≫

企画提案書が複雑かつ膨大となる契約内容である場合に、これを参加者全者に提出させ、 詳細に比較検討することは、事業者と発注者側の双方にとってきわめて負担が大きいことから、最初は概略的な提案書等により審査し、一定水準以上に達している事業者にのみ詳細な企画提案書の提出を求めるというような審査を２回に分けて実施する方法もあります。この場合、審査方法は、概略的な企画提案内容等の提出書類を選定基準に基づき審査し、一定水準以上に達している事業者を選定します（第１次審査）。その選定事業者に詳細な企画提案書の提出を求め、提案内容又はヒアリング、プレゼンテーション等の内容を選定基準に基づき審査し、委託予定事業者を選定します（第２次審査）。

契約内容によって詳細な提案書が不要な場合は１回の選定委員会で決定することができます。

(9) 委託予定事業者の決定、選定結果の通知及び公表

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会の審査の結果を受けて、委託予定事業者を決定します。選定結果については、事務局長名により速やかに全者に通知してください。（審査を２回に分けて実施した場合は、第１次審査の結果については審査決定後、また、第２次審査の結果については委託予定事業者が決定後に、それぞれ速やかに全者に通知してください。）

また、選定結果については、ホームページにより速やかに公表してください。公表には、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会での審査に係る次の事項についても記載してください。

ア　委員氏名、役職等

イ　委員会の開催日

ウ　審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

（５参考資料（3）公募型プロポーザル方式による選定結果の公表【記載例】参照）

公表期間については、契約結果の公表にあわせて、契約後４年を経過した日の属する年度末までとします。

委託事業者とならなかった者がその理由について説明を求めた場合は、適正な手続きにより回答してください。

(10)　契約締結

契約相手方を決定する際に受けた企画提案内容については、契約締結時に仕様書に盛り込むこととなります。また、公募型プロポーザル方式において具体的な提案までを求めていない場合は、本組合と契約相手方と共同で仕様内容を決定していきます。なお、履行に際しての本組合と契約相手方との責任の分担等を明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置（契約の解除、契約金額の減額、契約不履行の違約金の請求、損害賠償請求等）を取り決めておく必要があります。

(11)　契約結果及び随意契約理由の公表

公募型プロポーザル方式により相手方を選定して契約を締結することは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する特名随意契約による業務委託契約を締結することになりますので、「入札契約情報等の公表に関する要綱」（平成 28 年 3 月 18 日制定）（以下「要綱」という。）第 2 条により金額にかかわらず入札契約情報の公表対象となり、要綱第 4 条に従って必要な事項を公表する必要があります。

また、予定価格が 100 万円を超える場合は、要綱第 6 条により具体的かつ詳細な随意契約理由を公表する必要があります。

公表する「随意契約理由書」には、契約事務審査会で示した公募型プロポーザル方式を採用した理由についても記載してください。

（5参考資料（4）公募型プロポーザル方式に係る公表する「随意契約理由書」【記載例】参照）

5 参考資料

(1)　公募型プロポーザル方式の採用手続き及び委員選定に関する基準（平成 28 年3月）

(2)　公募型プロポーザル方式募集要項【記載例】

(3)　公募型プロポーザル方式による選定結果の公表【記載例】

(4)　公募型プロポーザル方式に係る公表する「随意契約理由書」【記載例】

(5)　「関係業者等との対応について」【委員説明用】

(6)　業務委託における公募型プロポーザル方式に関する FAQ